

# 白鷹陽光学園事業計画

## 1. 基本方針

今年度の事業経営にあたり、関係法令を遵守するとともに白鷹福祉会「経営理念」並びに「経営方針」、白鷹陽光学園「基本理念」のもと、良質かつ適切なサービスの提供に努めます。さらに、ご利用者の人権擁護を念頭におき、虐待や権利侵害のない施設運営を進めるとともにご利用者それぞれのニーズをしっかりと捉え、日々の生活及び日中活動、余暇活動等の支援の充実をはかります。

また、地域の障害福祉サービスとして、「共同生活援助事業」・「短期入所事業」・「日中一時支援事業」等の適切なサービス提供と支援技術の向上、充実をはかります。

平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」において、「障害程度区分」から「障害支援区分」に代わり、一人ひとりの障害者（ご利用者）の心身の状態や多様な特性等を標準的な尺度で判定し、それぞれの支援の度合いを表すものとなりました。この区分により利用できるサービスの量や支援の必要度等が決められ、さらにご利用者一人ひとりのサービス等利用計画や個別支援計画に反映され、適切なサービスの提供に努めます。また、ご利用者のニーズを考慮し居住空間の整備等検討を重ね最善を尽くします。

地域移行支援として、当施設にて実施している「共同生活援助」（グループホーム）事業は、地域の皆さまよりご協力頂き、地域に根ざした雰囲気の中で生活が営まれております。今まで提供していたサービスの内容と新たなサービス内容を確認しながら停滞なく継続した事業を進め、ご利用者の豊かな生活の維持・向上に努めます。

また、平成24年4月施行された「障害者虐待防止法」では、養護者及び使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と障害者の権利利益の擁護を目的に施行されました。その中で、私たち福祉施設事業者として、ご利用者の人権・権利擁護を第一に考えた支援と職員間の良好なコミュニケーション、良好な職場環境の維持等に努め、安心・安全かつ快適な生活の実現に努めます。

## 2. 重点事項

今年度の重点事項として、下記の三点を年間の目標として実施いたします。

- (1) 当施設の「中期計画（平成26年度～28年度）」に基づき、生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援、それぞれの事業の安定かつ計画的な経営に努めます。
- (2) ご利用者の“よろこびと充実感ある生活”を実現するため、「個別支援計画」に基づく支援の更なる充実を図ります。さらに、ご利用者の安心と安全を実現するための施設・設備等の改修や環境整備に取り組みます。
- (3) ご利用者の加齢に伴う身体機能の低下に対応するため、今年度も引き続き生活上の支援及び機能維持・回復等のリハビリテーションの充実を図ります。

## 3. 具体的取り組み事項

### (1) 利用者支援について

- ①生活介護においては、入浴、排泄及び食事等の介護のほか、創作活動、生産活動の支援（5つの作業班）を行います。
- ②日中活動については、ご利用者個々の活動が、充実した活動となるよう、満足していただ

るよう支援に取り組みます。

- ③施設入所支援においては、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行います。
- ④「個別支援計画」は、上記のサービス内容を重視しながら、ご利用者の生活や日中活動に対する希望などを的確に把握し、その計画に基づいた支援と社会参加や自立へ向けた支援の充実を図ります。
- ⑤支援マニュアル、各種業務マニュアル等の充実を図り、ご利用者の立場に立った質の高いサービス提供に努めます。
- ⑥ご利用者の自主性・主体性・選択性を尊重し、本人の持てる力が発揮できるよう支援します。また、施設での「本人活動」については、必要に応じた継続的な支援を行います。
- ⑦利用者支援に対する「相談窓口」と「苦情受付窓口」並びに「苦情受付箱」を活用し、ご利用者が安心して快適な生活を送ることができるように適切な対応を行います。
- ⑧東京都認証の第三者評価機関による「サービス評価」を実施し、その結果をインターネット上で広く公表します。さらに評価結果に基づく改善計画書を作成し、職員研修の充実を図りながら利用者支援のサービス向上に努めます。
- ⑨「個人情報に関する基本方針」に基づき、個人情報の管理と漏洩防止に努めます。
- ⑩リスク管理の徹底を図り、事故やけが等の原因究明と再発防止に努めます。
- ⑪「サービス等利用計画」が、スムーズに作成されるよう、関係機関や、作成機関である相談支援事業所等との連携を図り、ご利用者の意向に沿った計画が作成されるよう協力を図ります。

## (2) 地域移行支援と就労支援、自立支援について

- ①「障害者総合支援法」の目的に基づき、利用者の社会参加や地域での自立した生活を推進するため、各関係機関（都、県、区市町村など）との連携を図りながら、地域生活移行や就労支援、自立支援などに積極的に取り組みます。
- ②就労（実習）支援を通して、ご利用者の能力や個性が発揮できる場の提供に努めるとともに、地域で暮らすための生活基盤の強化に取り組みます。
- ③別棟「ひまわり」を有効に活用し、個室での生活を通してご利用者の※エンパワメントを引き出せるよう支援します。  
※（エンパワメント ⇔ 知的障がい者であっても、もともと一人の人間としてすばらしい潜在能力があり、その能力を引き出し発揮させること）
- ④より多くの地域の方々に、ご利用者の「地域生活移行」や「社会参加」についての理解と共感を深めていただけるよう、広報活動に努めます。

## (3) 健康管理について

- ①心身共に健全な生活ができるよう日常の行動観察を強化し、異常の早期発見と不適応行動の予知に努めます。
- ②ご利用者の加齢に伴い起こりうる生活習慣病・身体的機能の衰えの予防に努めます。
- ③個別支援計画に基づき、各課との連携を図りながら健康維持に努めます。

④集団生活の中で起こりうる感染予防には細心の注意を払い、罹患した場合は嘱託医の指示のもと行政機関との連携を密にし、集団感染を最小限に止めるよう努めます。

また、感染症が発生した際の個人情報の保護には細心の注意を払います。

⑤緊急時に備え、対応マニュアルに沿って救命救急の訓練を行い、技術を習得し、ご利用者の安全管理に努めます。

さらに、ご利用者の立場に立った質の高いサービス提供を目的とした※リスクマネジメントに取り組みます。(※リスクマネジメント ⇔ 危機管理)

⑥医療機関において治療が必要な場合には、ご利用者及びご家族の意向に沿って、専門医による適切で最良の治療ができるよう、※インフォームド・コンセントに努めます。

(※インフォームド・コンセント ⇔ 医療に関する十分な説明と同意)

⑦医療行為の必要なご利用者に関しては、医療機関との連携を密にし、看護・介護技術力を習得し、質の高いサービス提供に努めます。

#### (4) 栄養管理・食事提供について

①ご利用者の健康維持、増進を図るため栄養バランスのとれた食事を提供し、生活習慣病の予防に努めます。

②嘱託医の指示のもと食事療法の必要なご利用者に栄養指導及び啓蒙に努めます。

③栄養支援計画書を基に、各課の連携を図りながら健康状況の把握や検討を行いご利用者の健康維持に努めます。

④食品衛生に細心の注意を払い、衛生的で安全な食事を提供するよう努めます。

#### (5) 生活環境・設備整備について

①ご利用者がより安全で快適な環境の中で暮らせるよう、また、身体機能の低下や重度化への対応として、施設内外の環境整備に努めます。

- ・ 個室整備のための準備を行います。

- ・ 定期的に危険箇所や整備不良箇所の点検を実施し、環境整備、改善、美化に努めます。

- ・ ご利用者の個性に応じた、くつろげる居室空間の提供に努めます。

- ・ 共有スペース（談話室、食堂など）の付属備品の配置や装飾に気を配り、和やかな雰囲気の中で生活できるよう工夫します。

- ・ 施設全体を常に清潔な状態に保つとともに、ご利用者の衛生面に配慮し感染症等の疾病予防に努めます。

②「ひまわり」の有効活用などにより、小人数での生活体験や個人の生活リズムに配慮した支援を行います。

#### (6) 地域との連携について

①福祉活動の拠点として、地域に貢献できる施設づくりに取り組みます。

- ・ 地域と連携した行事を継続的に計画し、「共生の社会」の拡大、実現に努めます。

- ・ 短期入所、日中一時支援事業の受け入れ体制を拡充し、地域で生活されている障がい者とそのご家族への相談援助、障害サービスの提供を推進します。

- ・ 障がい者も健常者も、共に協力し生活ができる地域社会の構築に向けた活動を行います。広報「葉山」を継続して発行するとともに、ホームページは随時更新に努め施設の情報やご利用者の活動状況等の積極的な公開を実施します。
- ・ 施設の設備（グラウンド、体育館等）備品等を有効活用し、保護者や地域住民との共催行事を拡充します。さらに、施設や備品の貸し出しにより、地域との交流と繋がりを築きます。

②ボランティアの積極的な受け入れと、ご利用者や職員が社会に貢献できるボランティア活動を行います。

③地域の方々との交流を深めるとともに、障がい者への理解を深めて頂くために、地域行事やサークル活動に積極的に参加します。

④白鷹福祉会西協力会、同災害救援協力隊との連携を深め、地域の諸行事や活動に参加するとともに、災害時にも協力し合える体制の充実に努めます。

⑤近隣の小中学校の文化祭へ参加し、職員の専門知識の提供や作業技術指導を行います。

#### (7) 保護者等との連携について

①ご利用者の個別支援計画については、ご利用者と保護者等の連携を図りながらより充実した支援に努めます。

②担当職員は生活記録を定期的に保護者等へ発送し、連絡を密に取るよう努めます。

③学園の行事や帰省、面会等については、無理のない範囲での協力をお願いします。

④保護者等からの建設的な意見は、学園の運営に活かすよう努めます。

⑤預かり金の管理を厳正にするとともに、その出納明細を定期的に報告します。

#### (8) 会計処理の適正化と財務の健全化について

①会計は、明確に適正に処理します。また、事業経営の透明性を高めるため、経営情報の公開を行います。

②ご利用者の預り金については、「利用者預り金等取扱規程」により適正管理に努めます。

③障害福祉サービス収入の請求及び領収に際しては、文書で行い明確化し正確な事務処理を行います。

④減価償却処理を適正に行い、正確な資産価値の表示を行います。

⑤白鷹陽光学園拠点区分での経営状況を把握し、適切なコスト管理に努めます。

⑥東京都のサービス推進費制度に適切に対応し、それを踏まえた経営面の将来展望を図るとともに、安定した経営基盤を確立します。さらに、東京都福祉施策の動向を踏まえ、自立性が高く効果的な経営に努めます。

#### (9) 職員の職業倫理と資質向上について

①『障害者虐待防止法』並びに『白鷹福祉会経営理念』、『白鷹陽光学園基本理念・倫理綱領・行動規範』を遵守し、「個人が尊厳をもって、その人らしく自立した生活を送られるよう」ご利用者の安全と人権擁護を徹底する姿勢を貫きます。また、虐待防止委員会を開催し、定期的な検証を行うとともに、虐待のない施設運営に努めます。

- ②行動規範自己チェックを年度内に2回実施し、振り返りと気づきの機会をもちながら職員の資質向上を図ります。
- ③ご利用者の支援記録は観察結果にとどまらず、協議内容や保護者、関係機関との話し合いの内容も明確に記録し保存します。
- ④職場内研修や外部研修へ参加し、専門的知識を習得して施設職員としての資質の向上を図るとともに、各種福祉資格の取得に努めます。サービス改善向上委員会において、職員の資質向上のための研修会を企画、実施します。
- ⑤リスクマネジメント委員会において、危機管理の視点を取り入れた事故予防対策等の手法をマニュアル化し、組織的に事故予防対策を講じます。
- ⑥苦情解決第三者委員制度の活動を継続し、ご利用者により満足していただけるサービスの提供に努めます。

(10) 関係機関との連携

- ①東京都福祉保健局、所轄指導機関、山形県障がい福祉課、置賜総合支庁福祉課、同生活衛生課の指導の下、適正な利用者支援とサービスの提供に努めます。
- ②白鷹町及び町健康福祉課、白鷹町社会福祉協議会、協力病院、消防署、警察署などの関係機関や白鷹福祉会西協力会等と連携を密にし、地域と一体となった施設運営に努め、利用者への総合的なサポートを行います。
- ③学園ホームページにおいて、厚生労働省並びに東京都福祉保健局、山形県、白鷹町、町内の関係機関等と、情報の提供・収集を図ります。
- ④当施設の開催行事等を通じて、町内の障害福祉サービス事業所「こぶしの家」との相互交流を促進します。